

第 5582 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 10月 31日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

生命保険契約の名義変更

Q：生命保険契約の名義変更をすると、税務署にわかるようになるのか。どうなっているのですか？

A：平成30年1月1日以後に支払いが確定する生命保険等で同日以後に名義変更されたものについては、支払調書の提出が義務付けられています。

【解説】

近年、法人が契約者になり「低解約返戻金型逋増定期保険」に加入し、その後個人に名義変更を行うということが多く行われています。

低解約返戻金型逋増定期保険は、一定期間の解約返戻金が低く抑えられており、一定期間が過ぎると解約返戻金が大幅に跳ね上がるという特徴があることから、解約返戻金が低いうちに法人から個人に名義を移し、解約返戻金が跳ね上がったから個人が解約をして、個人に資産を移すという利用がされています。

その際に、法人から個人に名義変更した場合の個人の一時所得の計算において、法人が払い込んだ保険料も含めて控除しているケースが散見されたこともあって、平成27年度の税制改正では、平成30年1月1日以後に支払いの確定する生命保険金等で同日以後に名義変更が行われたものは、「生命保険契約等の一時金の支払調書」に記載して提出しなければならないこととされました。

したがって、今後は、法人から個人に名義変更した場合には、その情報が全部、税務当局に把握されることとなります。

